



除排雪に関する 6つのお願い

No.1 自宅敷地内の雪は出さないで



雪を道路に出すと、緊急車両の通行や事故などの原因になります。交通の危険を生じさせる行為は道路交通法に抵触しますので、絶対にやめてください。

No.2 路上駐車はやめましょう



路上駐車や放置車両があると道路全体が除雪できません。予定時間までに除雪が終わらない場合もありますので、絶対にやめてください。

No.3 道路脇の雪遊びは危険です



除雪車への接近は危険です。道路脇の雪山でのスキーやソリ遊びも非常に危険ですので、見かけたら注意しましょう。

No.4 公園への雪捨てルールにご協力ください



公園設備（芝生、遊具、柵など）損傷の原因となりますので、ソリなど人力で雪捨てを行ってください。また、公園の入口付近ではなく中心に堆雪ください。

No.5 除排雪作業の事故防止等にご協力ください



道路沿いの支障となるものは、撤去してください。低い塀や庭木などがある場合は、赤い布をつけた棒などで表示ください。

No.6 玄関先の置き雪処理にご協力ください



除雪車が通った後の玄関先などの雪は、ご負担をお掛けしますが、処理にご協力ください。

＼ご注意ください！／



屋根の雪下ろしにご注意を！

毎年、屋根の雪や雪庇、氷柱の落下事故が発生しています。歩道に面する屋根は早めの雪下ろしや、雪止め処理をしましょう。また、屋根の雪下ろしの際は命綱やヘルメットなどを着用し、2人以上で作業を行うようにしましょう。

除排雪に関する問い合わせ

各町内会長・自治会長を通しての連絡にご協力をお願いします。
【担当課】建設課総務管理グループ
☎ 73-7512 FAX 72-6355
(平日 8:30～17:15)

雪捨て場（錦・角田）の利用



【期間】12月1日(日)～令和7年3月15日(土)
(令和7年1月1日(祝)～3日(金)は利用不可)
【時間】8:00～17:00
※時間外は出入口を施錠します。



雪のシーズン到来 / 除排雪へのご理解とご協力を

栗山町の除排雪の現状

町内ではひと冬に、毎年平均で約5.5mの雪が降ります。この季節、町は、町道の除排雪作業を栗山地区建設運送事業協同組合に委託しており、加入している担当業者が、それぞれの担当区域で作業を行っています。(国道は国土交通省、道道は北海道が実施)
除雪の総延長は約306km(※)におよび、午前7時半を目途に、全ての作業を終了できるように行っています。

除排雪事業在り方検討会議

近年、冬期間の気象変化による降雪の集中化や人口減少・高齢化により除排雪作業のなり手不足が顕著になるなど、町の除排雪を取り巻く環境は大きく変化してきています。
こうした状況を踏まえ町では、昨年度「除排雪事業在り方検討会議」を設置しました。
この会議は、持続可能な除排雪体制を検討していくため、除排雪について識見を有する方や除排雪作業に従事する方、地域の代表な

※除雪の総延長
町道：約260km
歩道：約46km

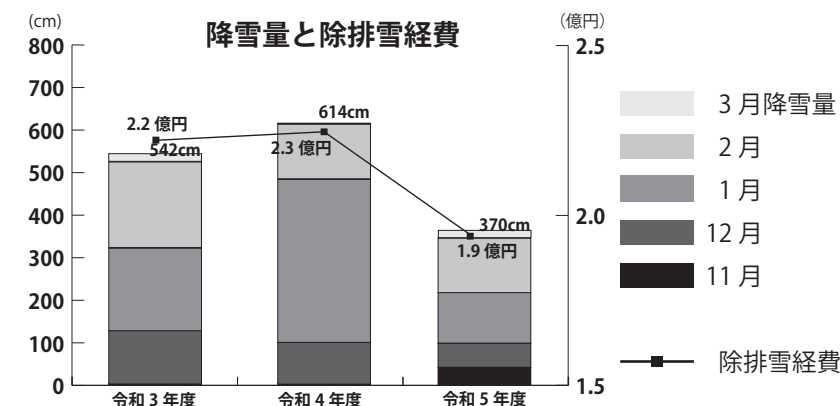


札幌市役所への視察の様子

除排雪事業は将来を見越して取り組んでいく必要があります。短期・中期・長期的な視点を持って、検討を進めています。
今年度は「除排雪事業のなり手確保」「除雪後における間口の雪」をテーマに、本町の現状を分析したうえで、他自治体の考え方や対策を調査(新たな取り組み内容は来月の広報でお知らせします)、次年度においては、地域(町内会・自治会など)との連携などを検討していきたいと考えています。
冬期間の快適な生活環境や道路交通網を確保するため、計画的に除排雪作業を進めますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

将来を見越して検討

ど20人で構成し、今年度はこれまでに4回の会議を開催しています。



冬期間の快適な生活環境や道路交通網を確保するためには、町民の皆さんと除排雪作業に従事する方、町による連携が不可欠です。町民の皆さんには、次ページの内容を含め、雪に関するルールやマナーを守っていただくなどの協力をお願いします。

ルールやマナーを守って